

令和 4 年度 第 3 回 地連特別ビデオ審査会の開催について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ビデオ審査会を行います。対象の方にお知らせ頂き、受審区分に応じて、多数受審頂きますようお願い致します。

記

- 受審資格
 - ・全日本弓道連盟の会員であること。
 - ・弐段受審者は、11 月 27 日には初段認許日から 5 ヶ月以上経過していること。
 - ・下表の受審区分に従うこと(支部所属の小中学生、高校生も、下表の受審区分に従うこと)。
 - ・通常審査を受審する際は、地連審査会の開催要項を参照すること。

受審段級位	小中学生	高校生
弐段以下	ビデオ審査(本要項の対象)	

2. 受審の流れ

項目	詳細	期日
① 審査申込み	<p>・所定の用紙に必要事項を記入の上、審査料を添えて申し込むこと。 (高校弓道部は指定の用紙にて一括で申し込むこと。)</p> <p>※ 審査申込書の記入は、『記入要領・記入例』によること。 (https://shiga-kyudo.com/article/296)</p> <p>【送付先】 野洲市・竜王町・東近江市以北の学校・支部 〒526-0806 長浜市今町 428 中川 靖 TEL 0749-65-7237 E-mail: prolnakagawa@yahoo.co.jp 上記以外の学校・支部 〒520-0843 大津市北大路 3-6-20 杉本 彰 TEL 077-537-3403 E-mail: rc69shin2@yahoo.co.jp</p> <p>【振込先】 郵便貯金普通 加入者名 滋賀県弓道連盟審査部 記号 14630 番号 17507071</p> <p>ゆうちょダイレクト口座振替(利用手数料月 5 回まで無料)をご利用ください。</p>	締切 11 月 4 日
② 審査資料の作成	<p>基準に従って各学校・支部ごとに立順を作成し、行射動画を撮影し、的中記録を作成すること。</p> <p>・行射の動画は横長とし、本座から射位の所作が確認できる距離で撮影すること(二人立の後ろの射手が小さくならないよう、的間隔は適正にすること)。</p> <p>・動画撮影は、同じ受審段級位で原則二人立での撮影とする。同じ段級位の受審者数が奇数の場合は最後の立は一人行射で撮影すること。</p> <p>・受審者 2 名が本座で揖した後、同時に射位に進み、矢番えまでの所作を同時に行う。前の射手は間をおかずに行射する。後ろの射手は、前の射手の胴造りで立ち、前の射手の弦音で取懸け行射する。前の射手は、後ろの射手の弦音で弓を立て、矢を番えて、間をおかず立って行射する。</p> <p>一人での行射のサンプル動画 (二人で行う場合は、動画に準じること。) https://photos.app.goo.gl/6aro41MnKBjcgmQA6</p> <p>・行射は、ひとり一手一回、二人で行射する場合は 3 分 30 秒、一人の場合は 3 分を目安とすること。撮り直しは認めない。撮り直しが疑われる場合は、不合格とする。</p> <p>・行射時は、受審段級位、番号、氏名を記載した A4 サイズのゼッケンを右腰に付けること。動画で確認できるよう、ゼッケンの文字は大きくすること。</p> <p>・行射の立順は低級位から高段位の順とする。同一受審種別内の立順は、現有段級位の合格日が若い順、合格日が同じ場合は生年月日が若い順を原則とし、諸事情による同一種別内での立順の変更を認める。</p> <p>・行射動画は、SD カード、USB メモリ、CD-R、DVD-Rなどで送付すること。動画データのフォーマットは、MP4 を推奨する(パソコンで再生できること。)</p> <p>・動画撮影時の立順で的中を記録し、撮影責任者名、撮影日を記載すること。</p>	—
③ 審査資料の送付	行射動画の 記録メディア、的中記録、学科解答用紙 を下記へ送付すること。 【送付先】 〒527-0072 東近江市布引台 1-126 大地 宏明	締切 11 月 11 日
④ 審査実施	提出済みの行射動画、的中記録、学科解答にて審査を実施する。	11 月 27 日
⑤ 合格者の連絡	滋賀県弓道連盟ホームページで発表する。	12 月上旬
⑥ 登録料の納付	合格者は期日までに登録料を納入すること。未納の場合は不合格とする。	HP 参照
⑦ 認許証の送付	各支部、学校宛てに記録メディアとともに郵送する。	

3. 学科審査 下記の問題に対する解答を**自筆手書き**で作成すること(1級、初弐段は、添付の A4 サイズ様式1枚程度)。
 行射動画の記録メディアと一緒に郵送すること。
 ※ 中学生の級位受審の学科審査は免除する。

【3・2級の部】別紙添付の問題

【1級の部】射法八節を列記し、『足踏み』について述べなさい。

【初段の部】・「射法八節」を順に列挙し、「引分け」を説明しなさい。

・弓道を学んで良かったと思うことを述べなさい。

【弐段の部】・(立射での)「矢番え動作」について説明しなさい。

・弓道が他のスポーツと異なる点について述べなさい。

4. 審査料・登録料・滋賀県弓道連盟会費

受審段級位		級位	初段	弐段
審査料		¥1,030※	¥2,050	¥3,100
登録料(合格時)		¥1,030	¥3,100	¥4,100
現有段級位		無・級位	1級	初段
滋賀県弓道連盟 会費	高校生	¥500 (高校弓道部員は¥300)		
	小・中学生	¥250		

※ 級位を受審し、飛び級により初段に合格した場合は、審査料の差額 1,020 円を徴収する。

5. 注意事項

- ・立射で受審する際は、審査申込書の受審者連絡欄にその旨を朱書すること。高校弓道部は取りまとめ時に顧問が承認し、その旨を欄外に朱書すること。
- ・審査申込書に記入漏れ・虚偽記載がないこと。
- ・初段以上の受審者は弓道衣を着用すること。
- ・一旦納付された受審料は、理由の如何を問わず返還しない。合格者は後日、登録料を納入すること。
- ・審査申込書記載の個人情報の取扱いについて、審査申込書の提出により下記の承諾を得たものとする。
 - ① 審査名簿ほか関係書類への記載(氏名、住所、所属、年齢・学年・生年月日、段級位・認許年月、特記事項)
 - ② 立順表、月刊『弓道』・ホームページへの掲載(氏名、所属、段級位)

以上